

令和3年9月15日
こども青少年局保育・教育認定課

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準の一部改正に関する意見公募について」に対して寄せられた御意見について

「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の一部改正について、令和3年6月15日から同年7月14日まで意見公募したところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する本市の考え方について、別紙にとりまとめましたので、公表いたします。

なお、改正にあたり、意見公募時の案文から、適切な文言等に一部修正しました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

別 紙

意見の概要	意見に対する対応方針又は考え方
<p>居宅内労働ランクの見直しについて、改正内容に賛同いたします。</p> <p>コロナ禍において、私の会社でも基本在宅勤務となっております。</p> <p>しかし在宅勤務であっても、仕事内容は出社時と変わらないため、幼い子供を見ながら仕事をするのは不可能に近く、親にとっても子供にとっても良い結果になりません。</p> <p>会社の同僚がコロナ禍で保育園に預けられず、子供を見ながら在宅で仕事をしようとしていましたが結局仕事にならず休暇を取得していました。</p> <p>勤務場所の居宅内、居宅外の区別をしないという改正内容は時代に沿った変更であると思うため、是非進めていただきたいです。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえ、改正案のとおり労働場所による優先度の差異を設けないこととしました。</p>